



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年4月30日(金) 第9897号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の供用開始(道路管理課)	2
<b>公 告</b>	
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(建設企画課)	2
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(市町村課)	2
<b>正 誤</b>	
○令和3年3月31日群馬県規則第84号(総務課)	4
○令和3年3月31日群馬県訓令甲第3号(同)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	安中市岩井字町屋607番の6地先から同市同字西611番の3地先まで	令和3年4月30日

■ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第7号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和3年4月20日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
株式会社エルテック	群馬県高崎市棟高町1868番地80	代表取締役 田中利武	群馬県知事許可（般一1）第24762号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第7号の規定による建設業許可の取消処分
  - (1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可（般一1）第24762号
  - (2) 取消処分の対象となる建設業 建築工事業、電気工事業
- 4 処分の原因となった事実 被処分者の代表取締役は、令和元年5月22日に前橋地方裁判所高崎支部から道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定違反により懲役7月執行猶予3年の刑の言渡しを受け、同年6月6日にその刑が確定しているにもかかわらず、同年7月3日付け及び令和2年3月2日付けで提出した建設業許可申請書に、申請者及び申請者の役員等が建設業法第8条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書を添付し、もって不正の手段により、令和元年8月2日付け及び令和2年3月27日付けで同法第3条第1項の許可を受けた。このことは、同法第29条第1項第7号に該当する。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年4月30日

群馬県知事 山本 一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部市町村課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 54,144,987円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

## ■ 正 誤

## ○ 規則正誤

令和三年三月三十一日(号外第十一号)公布群馬県規則第八十四号群馬県事務委任規則の一部を改正する規則中、第一条中の別表第二第八号の表三十六の部の改正規定中「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第 号)」は、令和三年三月三十一日過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の公布により「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」となった。

## ○ 訓令正誤

令和三年三月三十一日(号外第十一号)公布群馬県訓令甲第三号群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令中、第一条中の別表第三第一号の表地域創生部の部地域創生課の項第一号の改正規定中「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第 号)」は、令和三年三月三十一日過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の公布により「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」となった。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---